

雨水タンク設置補助金のご案内

西原村では、自己の居住する住宅(※共同住宅は除く)又は当該住宅の付属建物に雨水タンクを設置する際の費用の一部に対して、補助を行っています。

屋根に降った雨水を、雨どいを活用してタンクで貯蔵することで、花壇などへの散水に使用できます。雨水タンクの設置は、水道水の水源である地下水の使用量低減につながり、断水時の生活用水(トイレ用水など)にも使用できます。



補助の内容

- 有効貯水量200ℓ以上 35,000円
- 有効貯水量200ℓ未満 24,000円

(住宅1棟につき1基まで ※二世帯住宅等は、各世帯を1棟とみなします。)

※設置に要する費用(タンク本体、付属品、工事費)の2分の1の額が上記の額に満たない場合は、その額から千円未満の端数を切り捨てた額。

補助対象者

以下の項目にすべて該当する場合、補助の対象となります。

- 本村に住宅等を所有し、かつ、居住する者であること。
- 補助金の交付を受けた日の翌日から起算して、5年以上雨水タンクを使用する者であること。
- 補助金の交付申請の時点で、補助の対象となった雨水タンクを所有していない者であること。
- 本人及び世帯員に村税の滞納がないこと。

雨水タンクの規格等

以下の要件をすべて満たす雨水タンクが対象です。

- 有効貯水量が50ℓ以上あること。
- おおむね5年以上の使用に耐えられる構造及び材質等のものであること。
- 散水等を行うための機能を有していること。
- 未使用であること。
- 当該年度内に購入した雨水タンクであること。

申請のながれ

- ①(※事前相談) → ② 交付申請 → ③ 交付決定
→ ④ 完了届 → ⑤ 交付確定 → ⑥ 請求書提出
→ ⑦ 補助金交付

※予算に限りがございますので、下記問い合わせ先まで事前にご相談ください。

制度の詳細、申請書等の様式はこちら
(西原村ホームページ)



【問い合わせ先】西原村役場 総合政策課 (TEL:096-279-3112)

本事業は公益財団法人くまもと地下水財団の補助を受けて実施しています。